

28相建第1-12号
平成28年 6月10日

(株) コンテック
代表取締役
田口 友三 様

福島県知事 内堀 雅雄



特定建設業の許可について（通知）

平成28年 5月10日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 福島県知事 許可（特-28）第 31236号
許可の有効期間 平成28年 6月10日から平成33年 6月 9日まで
建設業の種類

土木工事業
大工工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
ほ装工事業
塗装工事業
水道施設工事業

建築工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
内装仕上工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年 5月 10日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)